

住宅用火災警報器は設置しましたか？

消防法の改正（平成16年6月）により、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、白岡町火災予防条例で設置・維持の基準（平成17年9月）が定められました。

新築住宅はすでに平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年5月31日までに設置する必要があります。

住宅用火災警報器の種類

（煙を感知し自動的に警報や音声で、いち早く火災の発生を知らせます。）



電源は電池を使うタイプと家庭用電源（100V）を使うタイプがあります。

火災警報器の購入の目安として、このマークが付いているものを選びましょう。



警報器についての問合せ

住宅用火災警報器相談室
☎0120(565)911

住宅用火災警報器の設置場所

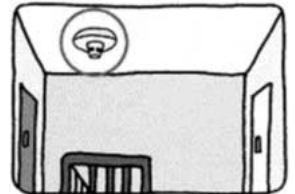
- ・寝室にあたる部屋が該当します。（生活実態上継続的に寝室として使用している部屋）
- ・2階建て以上では、階段室にも設置する場合があります。
- ・共同住宅や雑居ビルの住居部分に対しても設置する必要があります。（自動火災報知設備等が設置されているものを除く）

設置場所についての問合せ

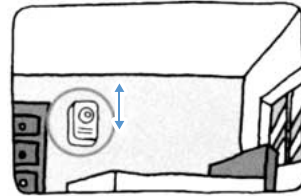
消防本部 消防課 予防係
☎(92)1800 内線211



寝室 壁から60cm以上離す



階段



寝室 天井から15cm以上50cm以内の位置

台所や他の火災発生のおそれがある居室については、努めて設置していただくよう規定しております。

悪質な訪問販売等にはじゅうぶんど注意ください

- ・消防職員が住宅用火災警報器を販売したり、業者を斡旋することはありません。

訪問販売に関する問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999
(AM9:30~12:00 PM1:00~4:00)
白岡町消費生活相談
☎(93)7700
(AM10:00~12:00 PM1:00~3:00)

平成20年度

水質検査計画策定

町では、水質検査の内容を示した平成20年度「水質検査計画」を策定します。

水質検査計画とは、町民の皆さまに安心して水道水をご利用いただくために行う水質検査について、「どこから採水して」「どのような項目を」「どれだけ回数で」行うかをまとめた計画であり、この計画を策定し公表することで、水質検査の適正化と透明性の確保を図ることを目的としています。

なお、この計画は4月1日(火)から水道課窓口で閲覧できるほか、町のホームページにも掲載します。

また、水質検査計画を公表するとともに、皆さまからのご意見を募集します。いただいたご意見は今後の水質検査計画策定の参考にさせていただきます。

ご意見の応募方法 水道課窓口・郵送・FAX・電子メール(様式は問いません)
受付期間 平成20年9月30日(火)まで
送付先 〒349 0213

白岡町大字高岩2211番地
白岡町水道課施設係

☎(92)1542

☒町ホームページから水道課あてに送信してください。

問合せ 水道課施設係 ☎(92)1304